

各位

全3ページ
登録速報(2020-030)
2019年11月20日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2019年11月20日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第20343号

名称：クミアイアドマイヤー顆粒水和剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項中以下を変更し、別紙のとおりとする。

- ・作物名「乾田直播水稻」及び「湛水直播水稻」の「イミダクロプリドを含む農薬の総使用回数」を、「3回以内（は種時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内）」に変更する。
- ・作物名「とうもろこし」及び「ばれいしょ」の使用方法の「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

- ・農薬登録申請書第8項(7)を以下のとおり変更する。

【変更後】

- (7) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
- 1) 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - 2) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - 3) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行

うこと。

- 4) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- 5) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散・流入しない様に十分注意すること。
- 6) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

・農薬登録申請書第 10 項 (3) を以下のとおり変更する。

【変更後】

- (3) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

別紙

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミダクロプリドを含む農薬の総使用回数		
<u>とうもろこし</u>	アブラムシ類	10000～15000倍	100～300 L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	3回以内 (種子粉衣は1回以内、 は種後は2回以内)		
		160倍	3.2L/10a			<u>無人航空機</u> による散布			
		80倍	1.6L/10a						
<u>ばれいしょ</u>	アブラムシ類 オニジユウヤホシテントウ	160倍	3.2L/10a			5000～15000倍	100～300 L/10a	散布	3回以内 (植付時の土壌混和は1回以内、 植付後は2回以内)
		2500倍	25 L/10a						
		5000～15000倍	100～300 L/10a						

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミダクロプリドを含む農薬の総使用回数
<u>湛水直播</u> <u>水稲</u>	ウカ類	種もみ3kg当り 30～40g (40g/10aまで)	は種前	1回	過酸化カルシウム剤との同時湿粉衣	<u>3回以内</u> (<u>は種時まで</u> <u>の処理は1回</u> <u>以内、本田で</u> <u>の散布は2回</u> <u>以内</u>)
<u>乾田直播</u> <u>水稲</u>		種もみ4～8kg当り 30～40g (40g/10aまで)			種子塗沫 (未催芽籾)	

以上